

# 山口県狂犬病（疑い）対応マニュアル

平成28年 3月

山口県環境生活部生活衛生課

## 目 次

第1	序論	3
1	目的	
2	対象動物	
3	狂犬病とは	
4	略語・略称	
第2	通常時の対応	4
1	犬の登録、狂犬病予防注射等の推進	
2	関係機関との連携体制の整備	
3	狂犬病発生時に備えた機材等の確保・連携体制の確認等	
4	県民への啓発	
第3	狂犬病の疑いのある動物の発見と届出等の対応	6
1	発見場所及び届出者等	
2	保健所への報告	
3	県生活衛生課への報告	
4	県生活衛生課の指示	
5	国への報告及び隣接自治体への通報	
6	対応	
第4	狂犬病の疑いのある動物の発見場所に応じた対応	8
1	動物病院で発見した場合	(Iの1)
2	保健所で発見した場合	(Iの2)
3	動物愛護センターで発見した場合	(Iの3)
4	動物の所有者が発見した場合	(Iの4)
5	野外(野生動物・放浪動物)で発見した場合	(Iの5)
6	空港・港湾施設内で発見した場合	(Iの6)
7	近隣県で発見された場合	
8	その他	
	(1) 医療機関で狂犬病の感染の疑いのある者が発見された場合	
	(2) 家畜に狂犬病(疑い)が発生した場合	

第5	確定診断を実施する場合の対応	24
1	狂犬病対策連絡会議等の設置	
2	狂犬病対策連絡会議等の役割	
3	動物の移送、致死処分及び確定診断のための検査	
第6	確定診断により陽性と判定された場合の対応	30
1	対策本部の設置	
2	対策本部等の対応	
3	予防法に基づく措置	
第7	対応の終了	34
1	対応終了の判断	
2	経過書の作成と事後評価	
3	報告	

## 様式・参考資料

【様式】		35
別紙1	狂犬病（疑似）発見報告書	
別紙2	疫学等調査票	
別紙3	動物による咬傷事故等発生の報告書	
別紙4	動物の保管依頼書	
別紙5	狂犬病（疑似）動物解剖（殺）許可申請書	
別紙6	所有権放棄書	
別紙7	致死処分承諾書	
別紙8	公示	
別紙9	検診台帳	
【参考資料】		45
参考資料1	狂犬病の疑いのある動物の症状と特徴	
参考資料2	狂犬病暴露後ワクチン接種について	
参考資料3	動物に対する措置選択の基準	
参考資料4	山口県狂犬病連絡会議設置要綱	

## 第1 序論

### 1 目的

本マニュアルは、県内（下関市を除く。以下同じ。）において狂犬病の疑いのある動物を発見した場合の対応について、「狂犬病対応ガイドライン 2001、2013」及び「動物の狂犬病調査ガイドライン」に基づき、関係機関における具体的な対応・連携方策を示し、円滑かつ迅速に危害の拡大を防止することによって、県民の安全に万全を期することを目的とする。

### 2 対象動物

本マニュアルが対象とする動物は、狂犬病予防法第2条第1項に規定される次の動物とする。

○犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク

なお、狂犬病予防法第2条第2項の規定により厚生労働大臣が政令で、動物の種類、期間及び地域を指定して同法の規定を準用した場合は、この要領の一部を適用する。

【参考：家畜に狂犬病（疑い）が発生した場合の取扱い】

家畜（牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし）で発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省、県農林水産部が対応する。

### 3 狂犬病とは

狂犬病は、人が狂犬病ウイルスを保有する犬、猫及び野生動物に咬まれたり、引っ掻かれたりした場合、このウイルスが傷口から侵入することにより、感染・発症する動物由来感染症であり、極めて稀ではあるが、濃厚なウイルスによる気道粘膜感染によっても発症することが知られている。この病気の特徴は、下枠（動物の狂犬病の特徴は参考資料1を参照）のとおりである。

狂犬病は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく四類感染症全数把握疾患に定められており、診断した医師は直ちに保健所に届け出る必要がある。

また、「狂犬病予防法」に基づき狂犬病の疑いのある動物を診断又は死体を検案した獣医師は直ちに保健所に届け出る必要がある。

#### 【狂犬病の特徴】

狂犬病は、狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な動物由来感染症であり、次のような特徴がある。

- ① 有効な治療法がないため、発症すればほぼ100%死亡すること
- ② 狂犬病患者の大半では、潜伏期が1～3か月と長いこと
- ③ ほとんどすべてのほ乳動物が罹患すること
- ④ 地域によって感染源動物が異なること
- ⑤ 発症する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がないこと

## 4 略語・略称

本マニュアルで使用する略語及び略称は次のとおりとする。

(略語)

条 例：山口県飼犬等取締条例

動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律

予防法：狂犬病予防法

予防員：狂犬病予防員

鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

家伝法：家畜伝染病予防法

(略称)

山口県獣医師会：公益社団法人山口県獣医師会

山口大学共同獣医学部：国立大学法人山口大学共同獣医学部

## 第2 通常時の対応

### 1 犬の登録、狂犬病予防注射等の推進

#### (1) 県の役割

予防法の規定に基づく未登録・未注射犬等の抑留や狂犬病予防の意義の啓発等を通じて、犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底を図るとともに、関係機関等との連携・情報共有を進める。

#### (2) 市町の役割

予防法の規定に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底を通じて、地域の飼犬における狂犬病まん延防止に資する免疫の確保を図る。

#### (3) 山口県獣医師会の役割

市町と協力して狂犬病予防注射を実施するとともに、狂犬病予防の意義や犬の登録・狂犬病予防注射の必要性について、関係機関と連携して普及啓発を進める。

### 2 関係機関との連携体制の整備

県生活衛生課は、関係機関と連携して狂犬病の発生とまん延の防止に努める。

#### (1) 医療関係機関との連携

やまぐち医療情報ネット（医療機能情報公表システム）等を活用し、狂犬病予防ワクチンの接種が可能な医療機関の把握に努めるとともに、狂犬病（疑い）患者の受入可能な医療機関の確保等保健医療体制の整備を図る。

#### (2) 野生動物等の捕獲に係る関係機関との連携

##### ア 野生動物の捕獲

鳥獣保護管理法の規定に基づく捕獲許可について、円滑かつ迅速な取得が可能となるよう、県自然保護課と連携体制の確認を行っておく。

#### イ 犬以外の放浪動物の捕獲

犬以外の動物の捕獲の際の対応について、県警察本部等と連携体制の確認を行っておく。

#### (3) 動物検疫所等との連携

動物検疫所、税関、検疫所、港湾管理事務所等との連絡を密にし、狂犬病発生病からの侵入防止についての情報共有が可能となるよう、情報連絡・共有体制の整備を図る。

#### (4) 山口大学共同獣医学部との連携

狂犬病罹患（疑い）動物から脳を摘出し、検体を採取するため、狂犬病ウイルスを取り扱うことが可能な場所を保有する山口大学共同獣医学部との連携体制を整備しておく。

### 3 狂犬病発生時に備えた機材等の確保・連携体制の確認等

(1) 各保健所及び動物愛護センターは、狂犬病発生時に使用する検体確保・運送器具、動物の捕獲収容機材、個人用感染防御具等を事前に確保し、常に使用できる状態で保管しておく。

(2) 県生活衛生課は、関係機関等と連携した研修等を通じて、連携体制の確認を行うとともに、マニュアルの評価・検証により実効性の向上と、職員の危機管理意識の高揚を図る。

(3) 犬等の捕獲に従事する者及び狂犬病診断のための検査等に従事する者（以下、「捕獲等従事者」という。）への狂犬病ワクチン接種については、昭和32年以降、国内の動物での狂犬病の発生がないことから、県生活衛生課は、捕獲等従事者が狂犬病を疑う犬等から咬傷、創傷等を受けた場合に暴露後ワクチン接種を受けさせるものとし、国内で狂犬病の発生があった場合は、咬傷の有無に関わらず、速やかにヒト用狂犬病ワクチン接種を受けさせるものとする。

### 4 県民への啓発

県生活衛生課は、動物の所有者等の狂犬病に対する意識の高揚等を図るとともに、県民に狂犬病に関する情報を提供するなど広報活動を行う。

### 第3 狂犬病の疑いのある動物の発見と届出等の対応

#### 1 発見場所及び届出者等

次のとおり、狂犬病の疑いのある動物を発見した者は、当該動物の発見場所を所管する保健所に届出又は通報するものとする。

【発見場所と届出者等】

発見場所	対象	届出者等	受付機関
動物病院	飼育動物	動物(又は死体)を診断(検案)した獣医師	保健所 (狂犬病予防担当課)  (根拠法令) 予防法第8条
	野生動物		
保健所 動物愛護センター	飼育動物	予防員	
	飼育動物	予防員	
所有者宅	飼育動物	動物の所有者	
野外	飼育動物 <sup>※1</sup>	県民、獣医師、市町職員等	
	野犬・野良猫 <sup>※2</sup>		
	野生動物 <sup>※3</sup>		
港湾等	不法上陸動物	港湾管理者、漁業関係者等	

※1 飼育されている野生動物は、飼育動物に準じて対応

※2 野犬・野良猫とは、飼主のいない犬・猫を指す

※3 野生動物とは、犬・猫以外の対象動物のうち飼主のいないものを指す

#### 2 保健所への報告

狂犬病の疑いのある動物を発見した者(獣医師、予防員等)は、直ちに保健所(動物担当課)に「狂犬病(疑似)発見報告書」(別紙1)により報告する。また、予防員は、所有者から通報があった場合、所有者から「疫学等調査票」(別紙2)により必要事項を聴取する。

#### 3 県生活衛生課への報告

保健所長は、上記2の報告又は通報があった場合は、直ちに県生活衛生課長に報告する。

#### 4 県生活衛生課の指示

県生活衛生課長は、必要に応じて、各保健所長又は動物愛護センター所長に対して、動物に対する措置等について指示する。

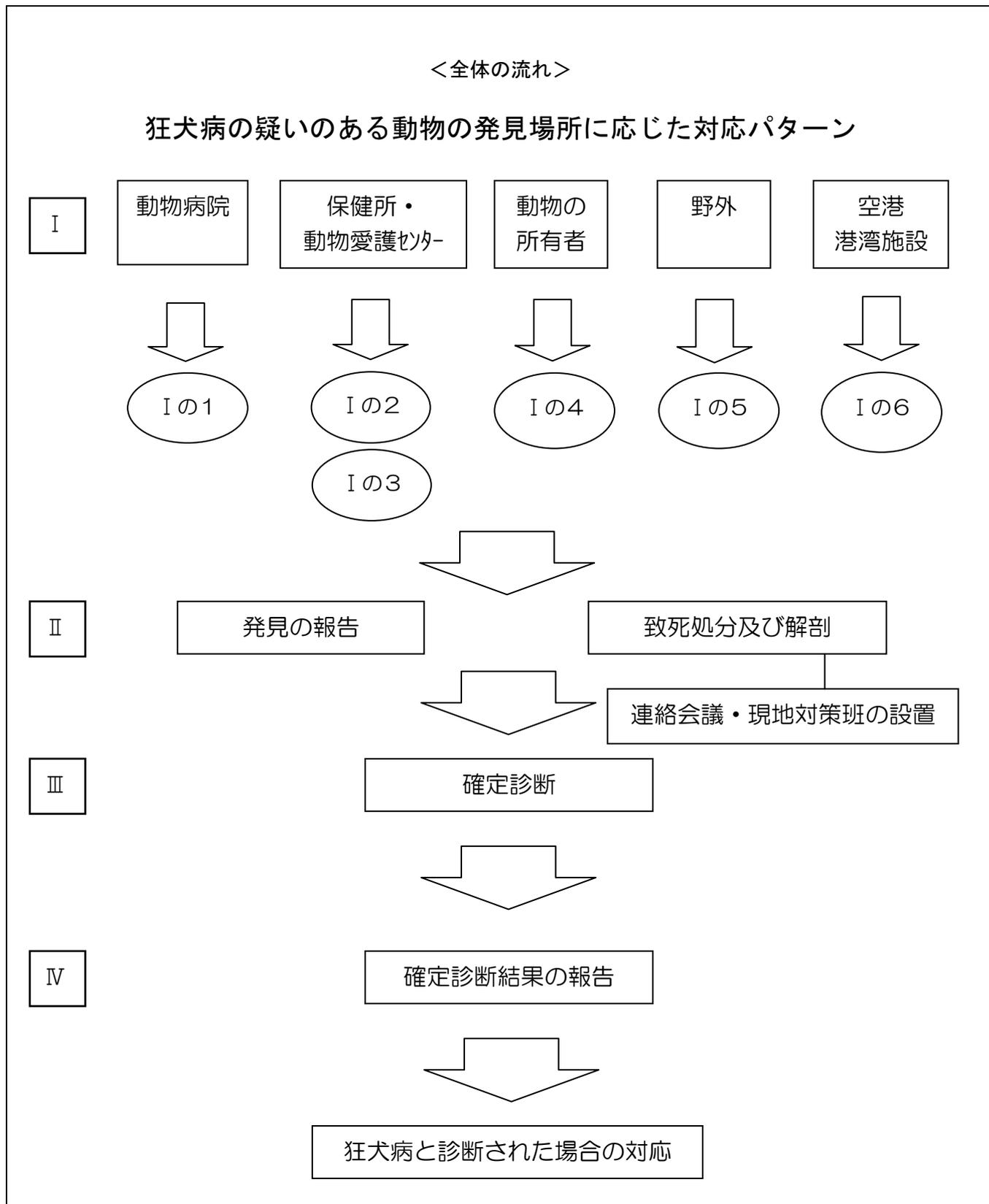
#### 5 国への報告及び隣接自治体への通報

県生活衛生課長は、上記3の報告があった場合は、予防法第8条第3項の規定により、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接自治体の長(島根県、広島県、福岡県、下関市、北九州市)に通報する。

#### 6 対応

発見場所に応じた対応については、第4に定める。

フローチャート



## 第4 狂犬病の疑いのある動物の発見場所に応じた対応

### 1 動物病院で発見した場合（Iの1）

#### （1）臨床診断又は検案を行った獣医師からの届出

狂犬病の疑いのある動物を診断又は検案した獣医師は、予防法第8条の規定に基づき、直ちに当該動物の所在地を所管する保健所長に届出を行う。（別紙1）

#### （2）届出を受けた保健所の対応

##### ア 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、予防員に獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行わせるとともに、県生活衛生課に第1報を入れる。

また、聴取事項については、疫学等調査票（別紙2）により報告する。

ただし、咬傷事故の場合、動物による事故届出書（別紙3）も作成する。

##### イ 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、当該動物について、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行う。また、当該動物と同居している又は接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

##### （ア）動物の隔離、保管（他の動物との接触の禁止）（根拠法令：予防法第9条）

a 当該動物を人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、保管する。

b 当該動物の感染の疑いなくなるまで、隔離場所外への移動を禁止する。

なお、動物病院又は所有者の自宅で動物を保管することが狂犬病のまん延防止を妨げると予防員が判断した時は、県生活衛生課の指示に従い動物愛護センターの動物保管施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、動物の保管依頼書（別紙4）を所有者から徴収しておく。

##### （イ）殺害禁止（根拠法令：予防法第11条）

予防員の許可を受けないで、当該動物を殺害することを原則禁止する。

ただし、県民の安全が確保されない等の理由により殺害を行う必要がある場合は、予防員は、県生活衛生課と協議の上、許可する。

##### （ウ）死亡した場合の死体の引渡し（根拠法令：予防法第12条）

a 所有者は、当該動物が保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡する。

b 予防員が狂犬病の確定診断の必要があると認めたときは、所有者はその死体を予防員に引き渡す。

c 予防員は、引き渡しの際、所有権放棄届（別紙6）を所有者から徴収する。

##### （エ）所有者等が動物から咬傷を受けた場合の措置

被咬傷者に対して、医療機関で治療及び暴露後ワクチン接種を受けさせる。

なお、暴露後ワクチン接種の必要性等については、参考資料 2 を参照の上、判断する。

#### ウ 動物の観察

予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握する必要から、動物が存する動物保管施設、動物病院又は所有者の自宅に立ち入り、保管中の動物の状況を適宜観察する。

#### エ 限定した疫学調査の開始

予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。(別紙 2)

なお、予防員は、調査により他の狂犬病の疑いのある動物を認めた場合、県生活衛生課を通じて、動物愛護センター等に協力を求める。

### (3) 動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病の感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、参考資料 3 に基づき、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。

ア 観察を継続する場合は、観察期間は 2 週間以上とする。ただし、動物が既に死亡し、又は致死処分を行い確定診断を行っている若しくは予定をしている場合は、観察は不要である。

イ 狂犬病の疑いのある動物と同居していた又は接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離の下、引き続き観察を継続する。

ウ 観察期間中に動物が死亡した場合は、予防法第 12 条の規定により、予防員は当該所有者に死体の引渡しを求め、直ちに確定診断を実施する。

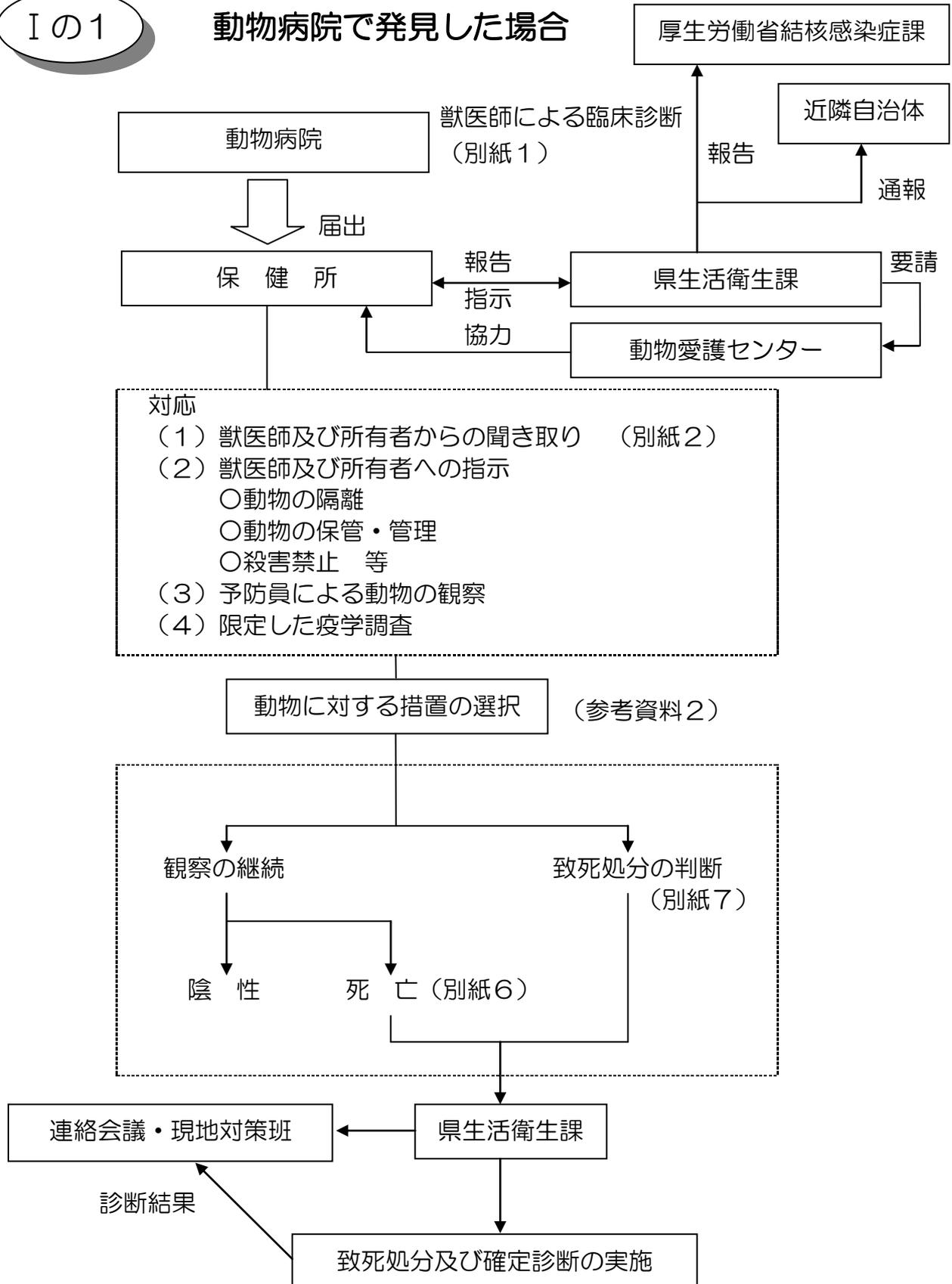
### (4) 致死処分の許可

当該動物の確定診断を行う必要があると判断した場合は、初診後 2～3 週間の間に致死処分を行うこととするが、事前に県生活衛生課と協議すること。

なお、処分については、予防法第 14 条に基づき、予防員が処分前に狂犬病(疑似)動物解剖(殺)許可申請書(別紙 5)を県生活衛生課に進達し、知事の許可を受けるとともに、所有者から所有権放棄書(別紙 6)及び致死処分承諾書(別紙 7)を徴収して、処分を実施すること。

I の1

動物病院で発見した場合



## 2 保健所で発見した場合（Iの2）

保健所において、保管中の動物に狂犬病が疑われる場合は、予防員が保健所長へ届け出るとともに次のとおり対応する。

### （1）所有者不明動物の場合

#### ア 所有者の探索等

所有者の特定に努めるとともに県生活衛生課へ報告する。

#### イ 動物の観察

1（2）ウに従い、当該動物の観察を行う。

#### ウ 限定した疫学調査の開始

予防員は、当該動物の捕獲・収容等を行った場所の付近住民に対して、次の状況等について聞き取り調査を実施する。（別紙2）

なお、予防員は、調査により他の狂犬病の疑いのある動物を認めた場合、県生活衛生課を通じて、動物愛護センター等に協力を求める。

（ア）他に異常を示す動物の有無

（イ）徘徊時の動物の状況

（ウ）人や他の動物に対する咬傷等の有無

（エ）他の動物との接触の有無 等

#### エ 動物に対する措置の選択

1（3）に準じて対応する。

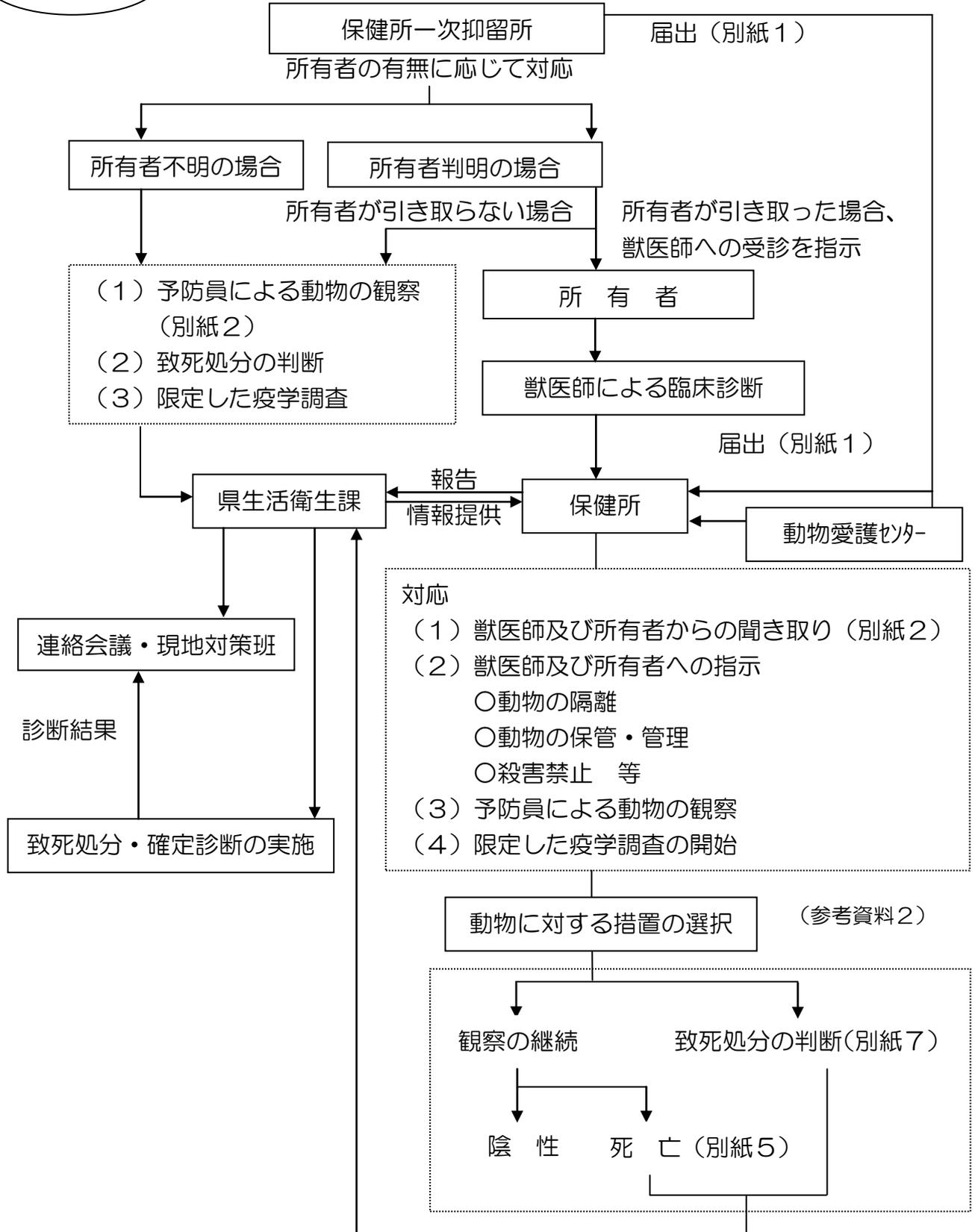
なお、所有者が不明であるため、1（3）ウにおける所有者への対応は行わない。

### （2）所有者判明動物の場合

公示等により所有者が判明した場合、所有者に対して狂犬病の疑いがある旨を伝え、当該動物を人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。ただし、動物を移動により狂犬病のまん延等のおそれがあると予防員が判断した場合や所有者が当該動物を引き取らない場合は、保健所において、1（2）ウ、エ及び（3）に準じて対応する。

I の 2

### 保健所で発見した場合



### 3 動物愛護センターで発見した場合（Iの3）

動物愛護センターにおいて、保管中の動物に狂犬病が疑われる場合は、同センターの予防員が山口環境保健所長に届出を行うとともに、当該動物が搬入された地域を所管する保健所長へ連絡し、同センター及び同保健所の予防員が次のとおり対応する。

#### （1）所有者不明動物の場合

##### ア 動物の観察

同センターの予防員は、1（2）ウに従い当該動物の観察を行う。

##### イ 限定した疫学調査の開始

同保健所の予防員は、動物の捕獲・収容等を行った場所の付近住民に対して、次の状況等について聞き取り調査を実施する。（別紙2）

なお、予防員は、調査により他の狂犬病の疑いのある動物を認めた場合、県生活衛生課を通じて、動物愛護センター等に協力を求める。

（ア）他に異常を示す動物の有無

（イ）徘徊時の動物の状況

（ウ）人や他の動物に対する咬傷等の有無

（エ）他の動物との接触の有無 等

##### ウ 動物に対する措置の選択

同センターの予防員は、2（1）エに準じて対応する。

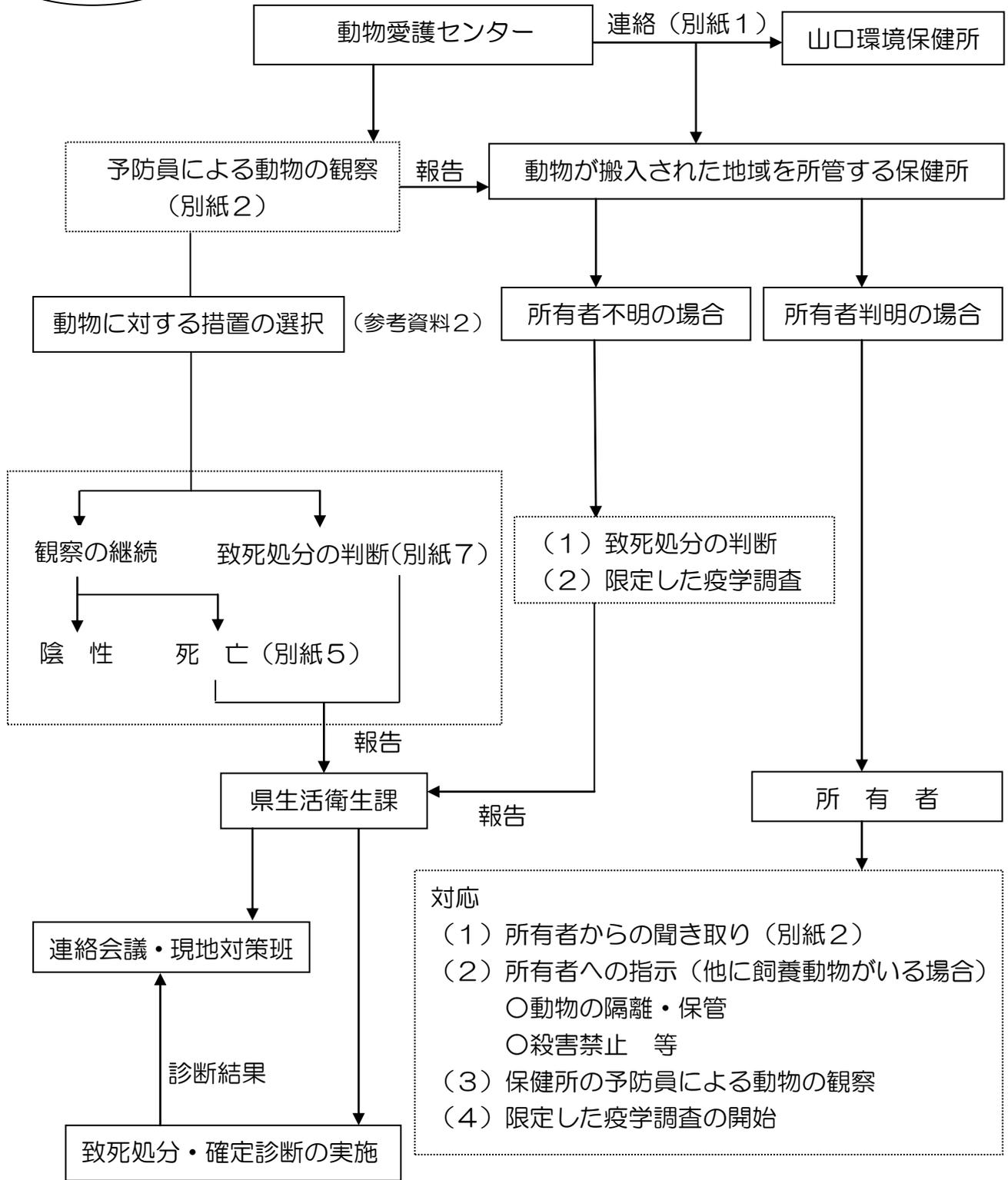
#### （2）所有者判明動物の場合

同保健所の予防員は、当該動物を所有者に対して狂犬病の疑いがある旨を伝え、当該動物を人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離し、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。

なお、所有者が引き取らない場合は、1（2）ウ、エ及び（3）に準じて対応する。

I の3

### 動物愛護センターで発見した場合



#### 4 動物の所有者が発見した場合（Iの4）

##### （1）所有者から保健所への連絡

自己の所有している動物が狂犬病を疑わせる症状を示していると判断した場合は、当該所有者は直ちに当該動物の所在地を所管する保健所長にその旨を連絡する。

##### （2）連絡を受けた保健所から所有者への指示

保健所の予防員は、狂犬病感染の有無について、動物病院の獣医師の診断を受けるよう指示する。

また、必要に応じて1（2）イに従い指示を行う。

##### （3）動物病院獣医師の診断

ア 所有者は、直ちに飼養動物の狂犬病の感染の有無等について、動物病院獣医師の診断を受ける。

イ 予防員は、当該獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い、所有者への指示等について連絡・依頼する。

##### （4）臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

診断を行った獣医師は、狂犬病の疑いがあると判断した場合は、1（1）に従い直ちにその旨を当該動物の所在地を所管する保健所長へ届け出る。

##### （5）届出を受けた保健所の対応

1（2）に従い対応を行う。

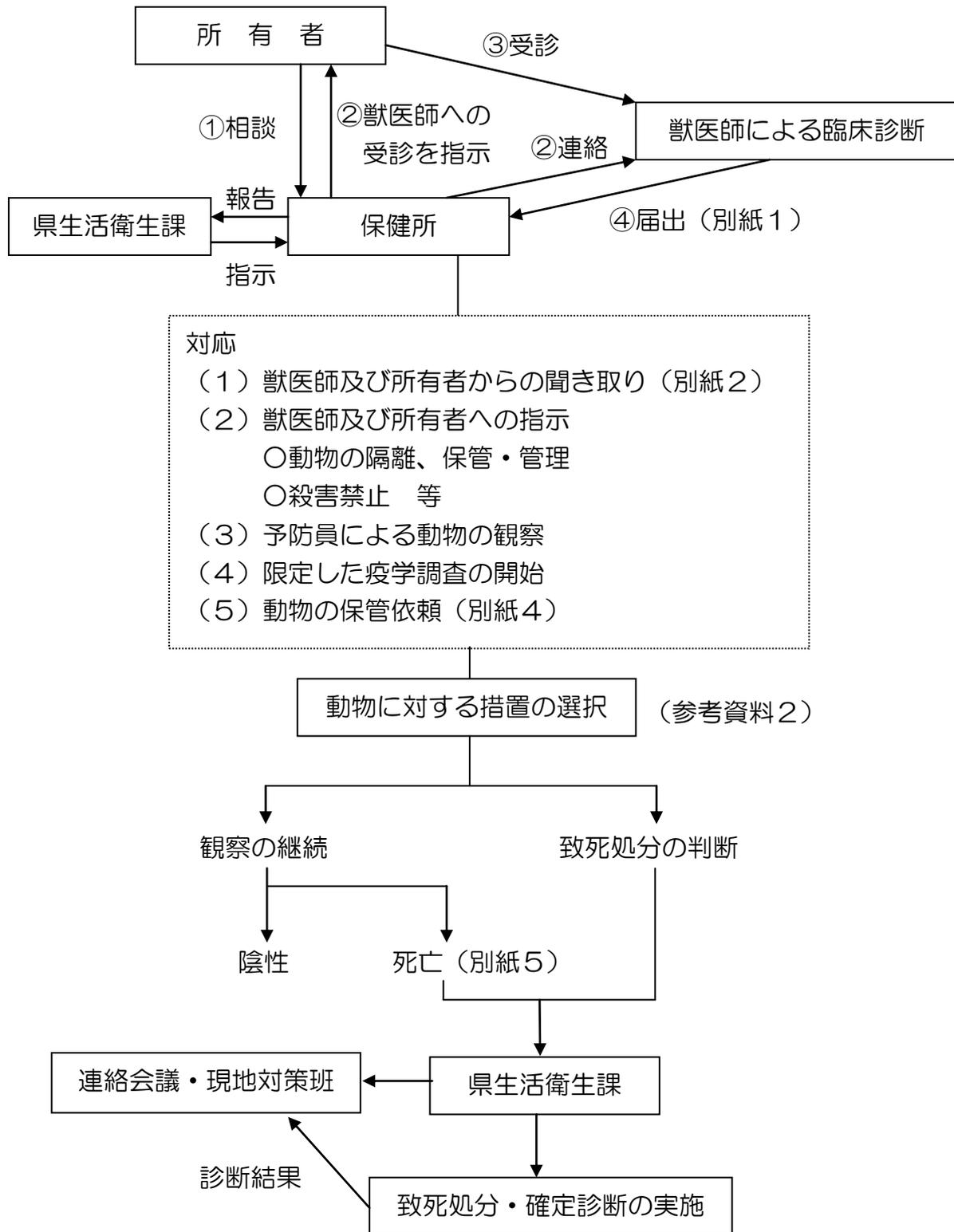
##### （6）動物に対する措置

1（3）に従い措置を行う。

Iの4

動物の所有者が発見した場合

(保健所等に相談があった場合)



## 5 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合（Iの5）

### （1）発見者から保健所への連絡

発見者は、発見場所を所管する保健所長に連絡を行う。発見された動物が野生動物の場合、保健所は県生活衛生課を経由して、県自然保護課と情報共有を図る。

### （2）保健所による発見者からの聞き取り

保健所の予防員は、発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取する。（別紙2）

### （3）動物の捕獲

#### ア 野生動物の場合

発見された動物が鳥獣保護管理法の対象動物に該当するかどうかを確認後、該当する場合は、環境省（都道府県又は市町村に権限移譲している動物種にあっては、当該機関）の捕獲許可を受けた後、捕獲を行う。鳥獣保護管理法の対象動物種に該当しない場合は速やかに捕獲を行う。

なお、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」の対象動物種については、中国四国地方環境事務所の捕獲許可を受けた後に捕獲を行う。

捕獲許可申請及び捕獲・収容は保健所が実施する。

#### イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合

##### （ア）犬の場合

予防法第6条第1項又は条例第9条第1項に基づき、保健所が捕獲・収容する。

##### （イ）犬以外の動物の場合

a 放浪動物が、動愛法第36条第1項の規定による負傷動物に該当する場合で、発見者から通報があった場合は、同条第2項の規定に基づき、保健所が収容する。

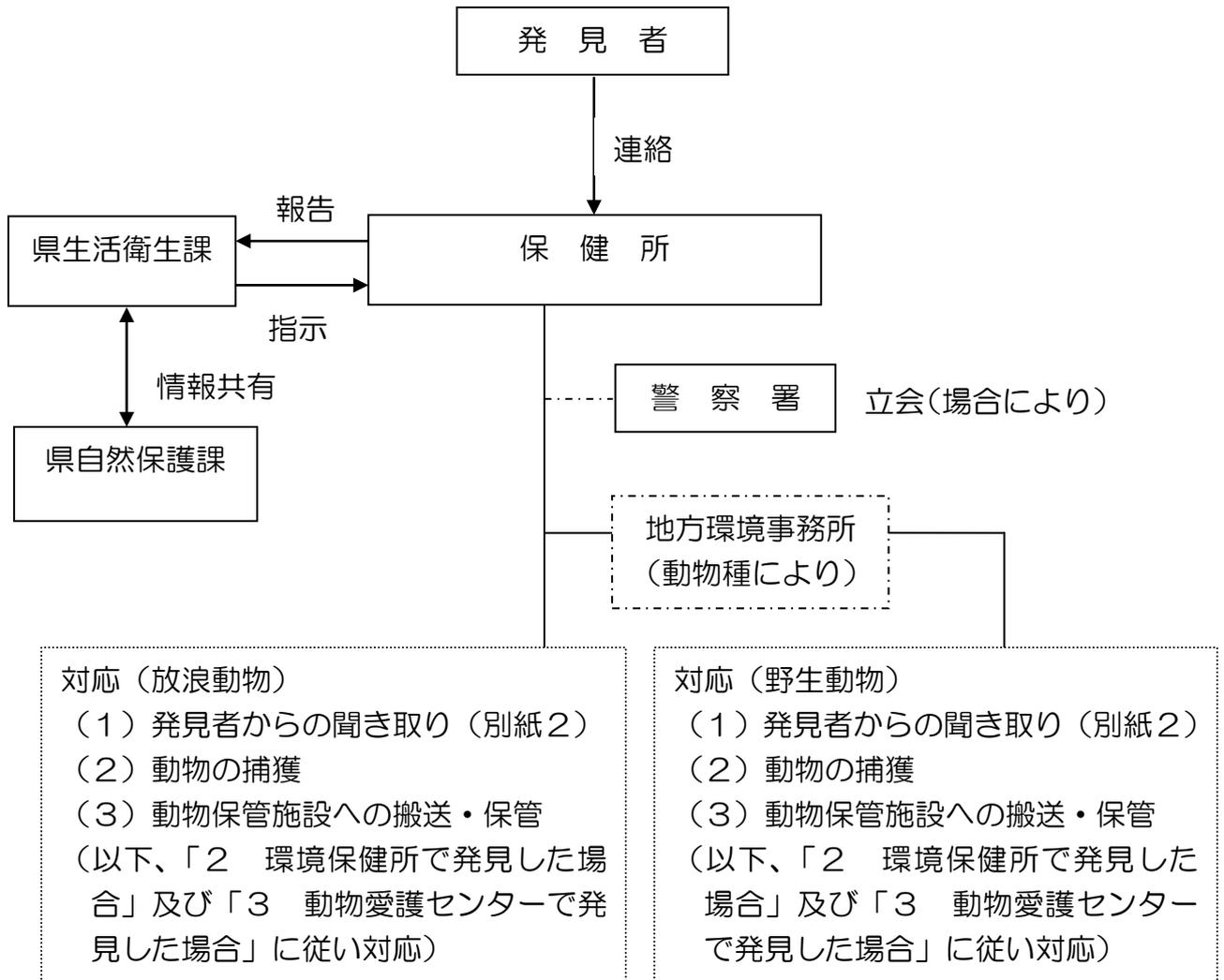
b その他の場合は、警察法（昭和29年法律第162号。）第2条第1項の規定より警察官の指示等に基づき、保健所が捕獲・収容する。

### （4）捕獲・収容動物の措置

捕獲・収容した動物の措置は、「2 保健所で発見した場合」及び「3 動物愛護センターで発見した場合」に準じて対応する。

Iの5

野外で発見した場合



## 6 空港・港湾施設内で発見した場合（Iの6）

### （1）通常時の対策

通常時の対策は、平成14年9月27日付け健感発第0927001号の厚生労働省健康局結核感染症課長通知「我が国に不法に持ち込まれる犬の対策等の徹底について」に基づき実施する。

### （2）狂犬病の疑いがある不法上陸動物を発見した場合

発見者は、動物検疫所、空港・港湾管理者及び保健所のいずれかに連絡する。

### （3）保健所の対応

ア 保健所は、発見者から連絡を受けた場合、発見された動物が次の（ア）～（ウ）のいずれに該当するかを判断し、自ら担当機関として対応するか、他の担当機関に連絡を行う。

（ア） 検疫対象動物 → 動物検疫所

（イ） 検疫対象外動物 → 空港・港湾管理者

（ウ） 国内の犬等 → 保健所

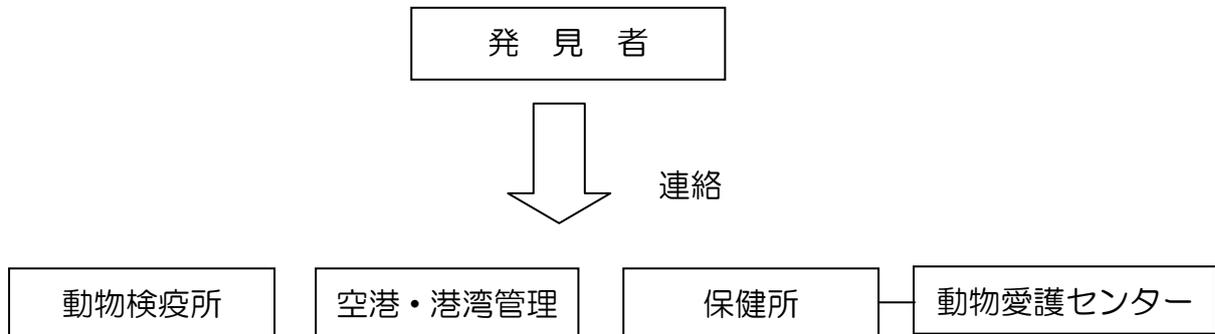
イ 保健所が対応する場合、当該動物を保健所に収容し、「5 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合」に準じた対応を行う。

## 7 近隣県で発見された場合

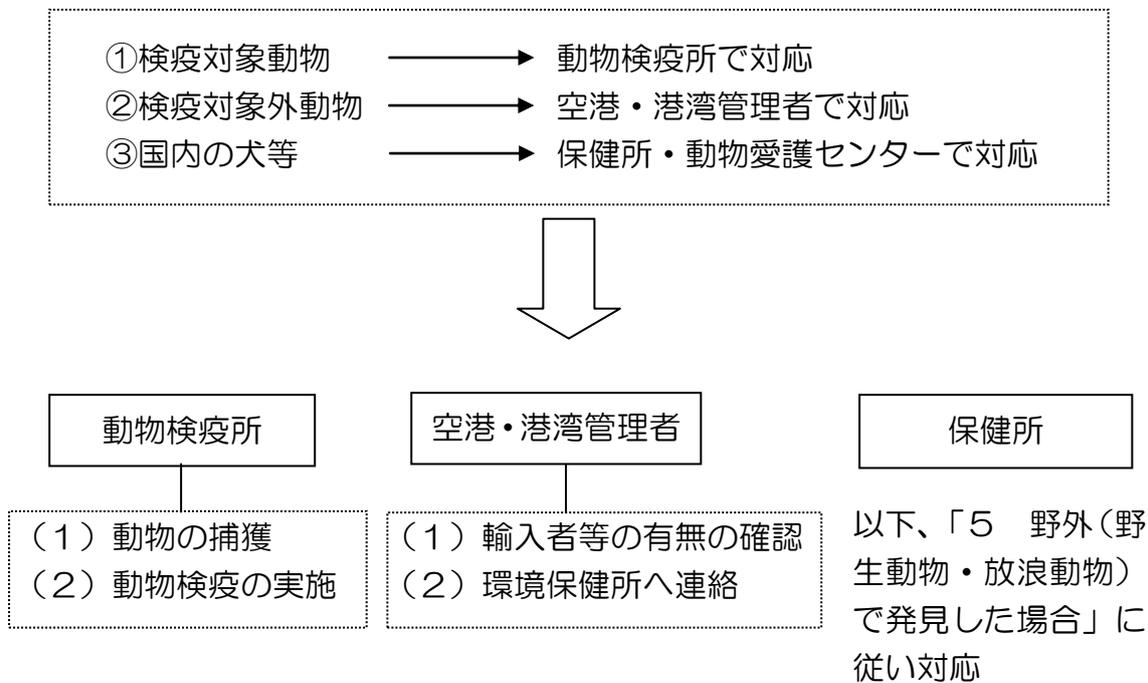
近隣県から通報があった場合、県生活衛生課は情報収集を行い、必要に応じて「狂犬病対策連絡会議」の設置等の対応を図る。

Iの6

空港・港湾施設内で発見した場合



【発見者からの連絡を受けた機関は、動物が以下の①～③のいずれに該当するか判断】



## 8 その他

### (1) 医療機関で狂犬病の感染の疑いのある者が発見された場合

人で狂犬病の感染の疑いのある者が発見された場合は、感染症法に基づき、県健康増進課及び保健所感染症部局が対応する。

#### ア 医療機関における対応

狂犬病（第四類感染症）を診断した場合、診断した医師は、保健所長に直ちに届出を行う。

#### イ 届出を受けた保健所の対応

感染の疑いのある者又は医療機関から届出を受けた保健所長は、狂犬病発生の確認を行うため、感染の疑いのある者等から状況聴取（別紙2）を行うとともに、県生活衛生課及び県健康増進課に第1報を入れる。

#### ウ 感染の疑いのある者等からの聞き取り

保健所感染症部局は、感染源・経路等調査のため、感染の疑いのある者等から、受傷した地域、加害動物の種類、ワクチン接種の有無等について聞き取り調査（別紙2）を行う。

聞き取り調査の結果、感染源が国内の動物である可能性が強い場合は、県生活衛生課及び保健所狂犬病予防担当部局に聞き取り内容を情報提供する。

#### エ 狂犬病予防担当の対応

情報提供を受けた保健所狂犬病予防担当は、次の対応を行う。

- ・加害動物に所有者がいる場合

「4 動物の所有者が発見した場合」に準じて対応する。

- ・加害動物が野外（野生動物又は放浪動物）にいる場合

「5 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合」に準じて対応する。

### (2) 家畜に狂犬病（疑い）が発生した場合

家畜に狂犬病（疑い）が発生した場合は、家伝法に基づき、県畜産振興課及び家畜保健衛生所が対応する。

#### ア 家畜保健衛生所における対応

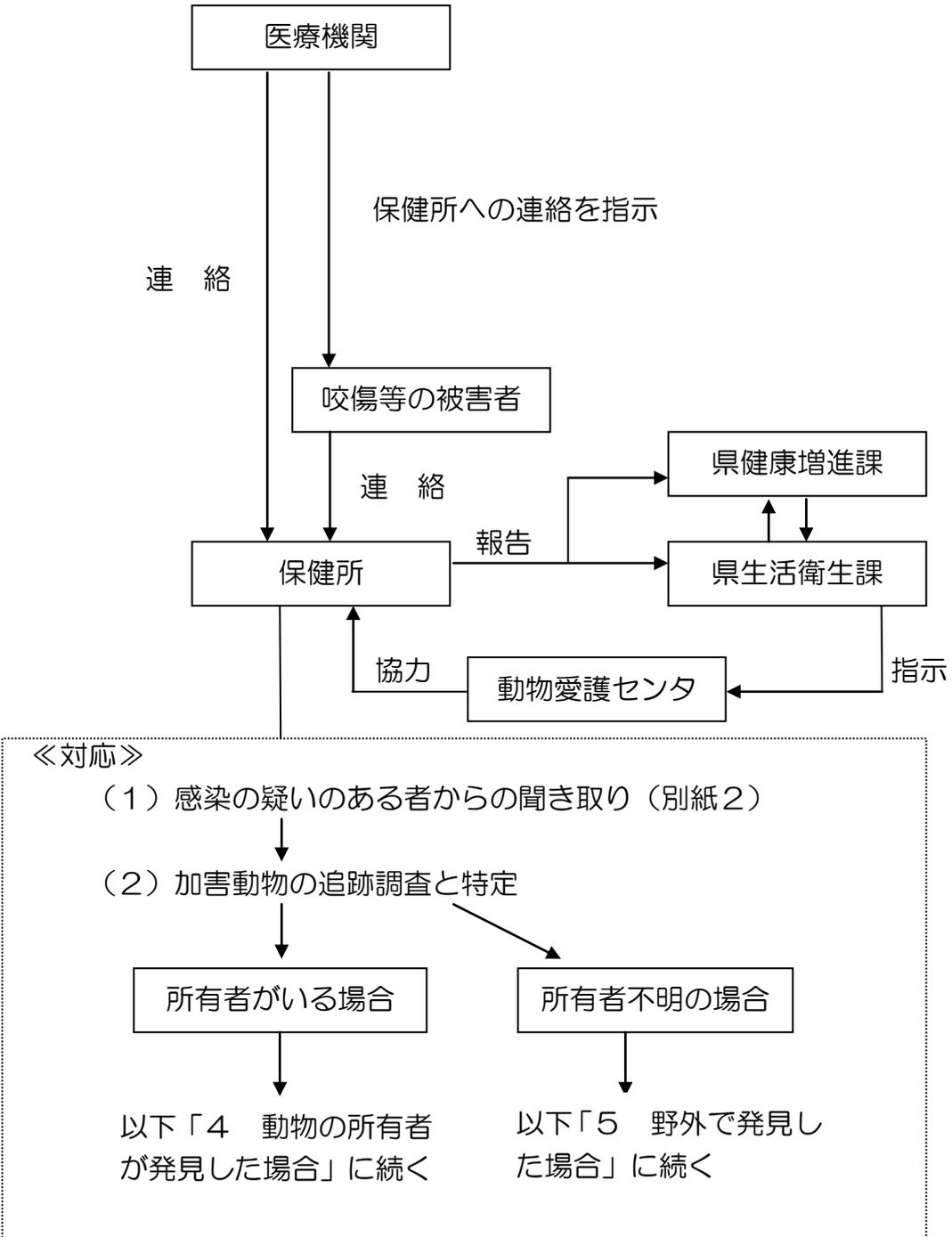
狂犬病（家畜伝染病）と診断した場合、診断した家畜保健衛生所は、当該家畜の所在地を所管する保健所に直ちに情報提供を行う。

#### イ 情報提供を受けた保健所の対応

家畜保健衛生所から情報提供を受けた保健所の予防員は、感染源・経路等調査のため、感染の疑いのある家畜の飼養者等から、受傷した地域、加害動物の種類等について聞き取り調査（別紙2）を行い、8（1）エに準じた対応を行う。

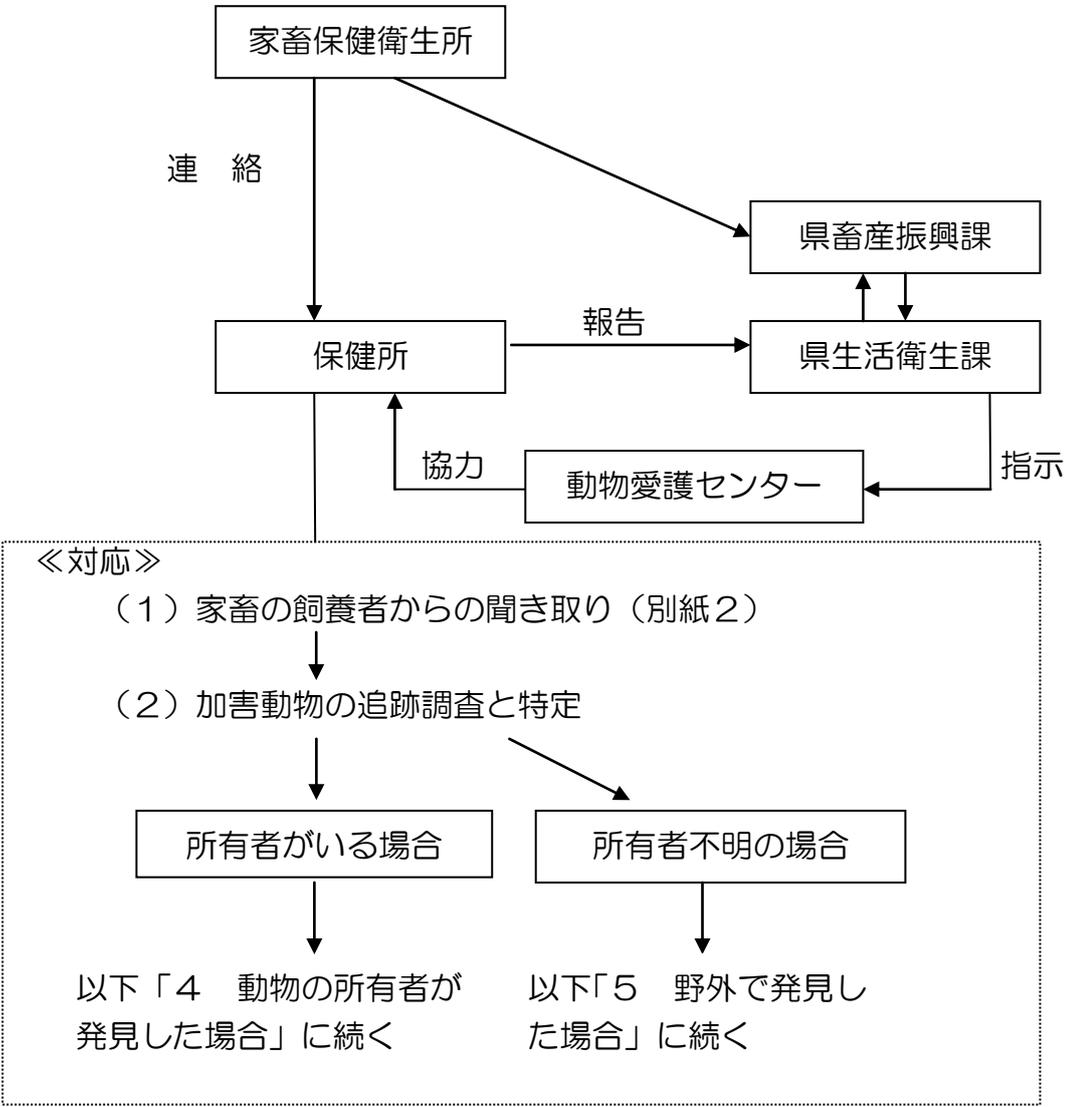
その他-①

医療機関から狂犬病の疑いのある者が発見された場合



その他-②

家畜に狂犬病（の疑い）が発生した場合



## 第5 確定診断を実施する場合の対応

### 1 狂犬病対策連絡会議等の設置

狂犬病（疑似）発見の報告を受け、疫学調査などの結果に基づき、確定診断を実施する場合に山口県狂犬病対策連絡会議設置要綱に基づく山口県狂犬病対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置するとともに、現地における対応のために現地対策班を設置する。

### 2 狂犬病対策連絡会議等の役割

連絡会議及び現地対策班等の役割については、表1と表2のとおりとする。

【表1 連絡会議における各班の役割】

班	担 当	役 割
議長	環境生活部長	①連絡会議の招集に関する事 ②連絡会議の総括及び指揮に関する事
副議長	環境生活部次長	①議長の補佐に関する事 ②議長に事故等があった場合、本部長に代わって連絡会議を総括し、指揮する事 ③関係機関及び他部局との連携、調整に関する事 ④その他議長の特命事項の処理に関する事
総務班	県民生活課	①予算に関する事 ②議会の対応に関する事 ③応援職員の派遣に関する事 ④広報に関する事 ⑤部局との連絡調整に関する事
総括班	生活衛生課	①連絡会議事務局の総括及び調整に関する事 ②関係部局及び現地対策班との連絡調整に関する事 ③国、山口県獣医師会等関係機関との連絡調整に関する事 ④確定診断結果の情報収集・伝達に関する事 ⑤広報（動物の場合）を行う事 ⑥県民の動物に関する相談等に関する事 ⑦交通遮断又は制限が必要な場合、県警察本部との調整に関する事 ⑧その他必要な対策に関する事

	動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①狂犬病（疑似）発生に係る情報の収集・伝達・疫学調査等に関する事</li> <li>②動物の新たな狂犬病（疑似）発生の確認、隔離、捕獲及び検診等に関する事</li> <li>③犬への狂犬病ワクチン接種に関する事</li> <li>④県民からの電話相談等に関する事</li> <li>⑤その他必要な対策に関する事</li> </ul>
健康調査班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国、医師会等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>②県民の（人に関する）相談等に関する事</li> <li>③その他必要な対策に関する事</li> </ul>
医療班	医療政策課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①咬傷事故被害者へのワクチン接種及び情報提供に関する事</li> <li>②暴露前のヒト用狂犬病予防ワクチン接種及び関連情報の提供に関する事</li> </ul>
薬務班	薬務課	ヒト用狂犬病ワクチンの確保に関する事
野生動物班	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①野生動物の情報収集に関する事</li> <li>②野生動物への対策に関する事</li> </ul>
家畜衛生班	畜産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①畜産農家への啓発に関する事</li> <li>②家畜への感染防止対策に関する事</li> <li>③家畜への感染状況の把握に関する事</li> <li>④国との連絡調整に関する事</li> </ul>
検査班	環境保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①狂犬病診断に関する事</li> <li>②国立感染症研究所への検体送付、情報交換及び連絡調整に関する事</li> </ul>
獣医師会	山口県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①狂犬病予防ワクチン接種の協力に関する事</li> <li>②動物用狂犬病ワクチンの確保に関する事</li> <li>③山口県獣医師会支部との連絡調整に関する事</li> <li>④獣医師に対する情報提供に関する事</li> <li>⑤動物飼養者からの相談に関する事</li> </ul>

【表2 現地対策班の役割】

保健所長は、必要に応じて現地対策班を召集する。

現地対策班の構成は、次の例示を参考にし、所長は毎年度当初に関係職員を配置する。

	担 当	役 割
班 長	環境保健所長	①現地対策班の召集に関する事 ②現地対策班の総括及び指揮に関する事 ③動物愛護センターへの協力要請に関する事
副 班 長	環境保健所副部長	①班長の補佐に関する事 ②その他班長の特命事項の処理に関する事
対 策 班	環 境 保 健 所  生活環境課	①市町・山口県獣医師会支部等関係機関との連絡調整に関する事 ②「狂犬病（疑似）発見報告書」を県生活衛生課に報告すること ③狂犬病（疑似）発生に係る情報の収集・伝達・疫学調査等に関する事 ④動物の新たな狂犬病（疑似）発生の確認及び検診等に関する事 ⑤動物への狂犬病ワクチン接種に関する事 ⑥県民からの電話相談等に関する事 ⑦その他必要な対策に関する事
	健康増進課	①市町や医療機関等との連絡調整と情報収集に関する事 ②ヒト用狂犬病ワクチン接種医療機関の情報収集に関する事 ③被害者の健康相談及び健康管理に関する事 ④市町担当課等と連携し相談体制を確保すること
	保健福祉企画室	狂犬病の疑いのある人の受入れ医療機関の確保と搬送の調整に関する事
	市 町	①動物への狂犬病予防ワクチン接種実施に関する事 ②市町民への広報に関する事 ③市町民からの電話相談等に関する事 ④市町民の安全確保に関する事
	山口県獣医師会支部	①狂犬病予防ワクチン接種の協力に関する事 ②動物飼養者からの相談に関する事

(1) 構成員・人員は各事務所の職員の配置状況に応じて編成する。

(2) 組織改正があった場合には、構成員は、それぞれの相当職にある者を充てる。

### 3 動物の移送、致死処分及び確定診断のための検査

#### (1) 解剖場所の提供依頼

県生活衛生課長は、致死処分及び確定診断のための解剖場所の提供を山口大学共同獣医学部長に依頼する。

#### (2) 動物又は死体の移送

予防員は、県生活衛生課の指示を受け、解剖を行う犬等を山口大学共同獣医学部に移送する。

#### (3) 致死処分・解剖の実施

予防員が山口大学共同獣医学部で確定診断のための致死処分及び脳検体の採取を行う。

#### (4) 検体の移送

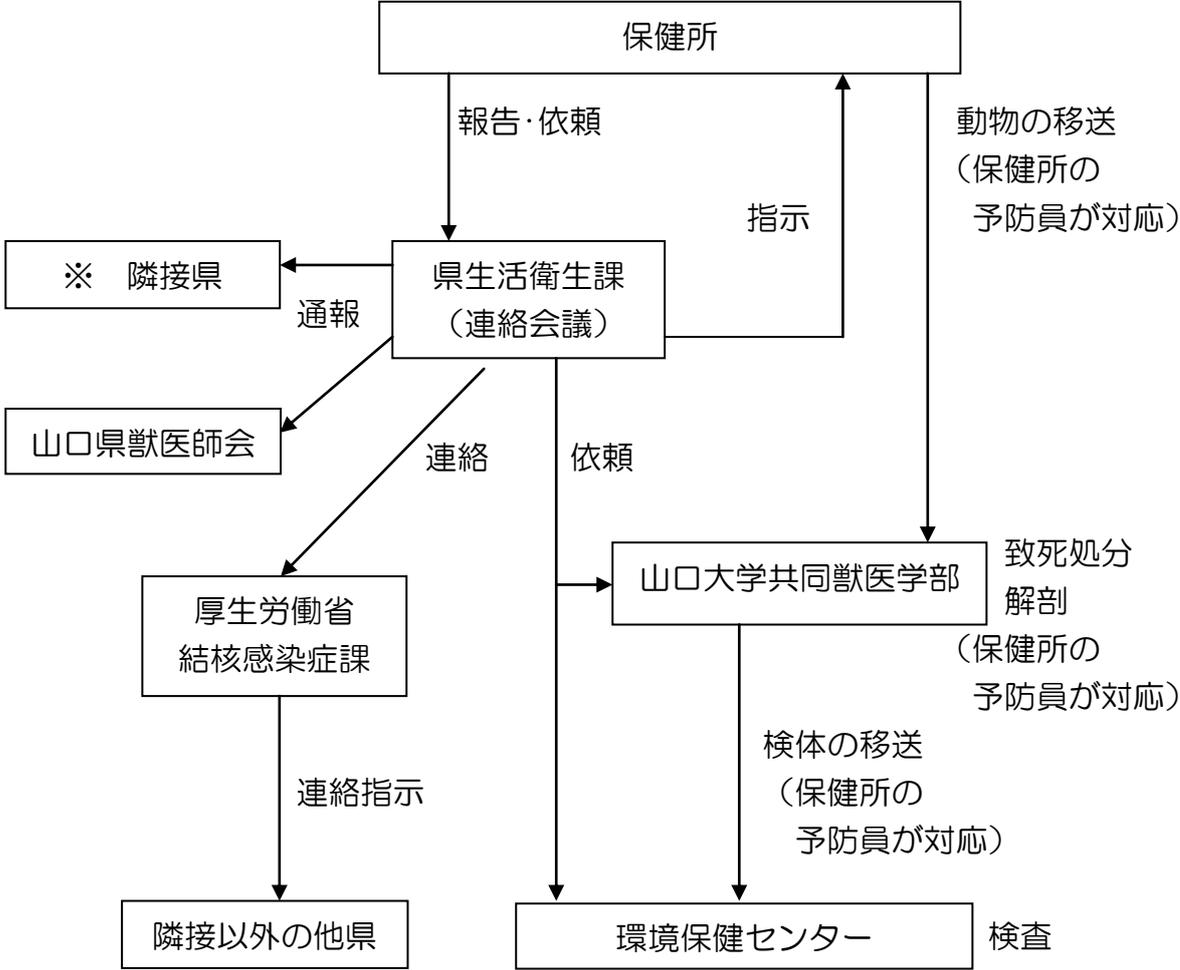
予防員が、確定診断のための脳検体を環境保健センターに移送する。

#### (5) 確定診断のための検査の実施

確定診断は環境保健センターが実施する。検査の種類は、R T - P C R法及び直接蛍光抗体法とする。県生活衛生課は、疫学調査の結果及び検査の結果を勘案して、追検査が必要と判断した場合は、国立感染症研究所に確定診断の依頼と検体の輸送を行う。

II

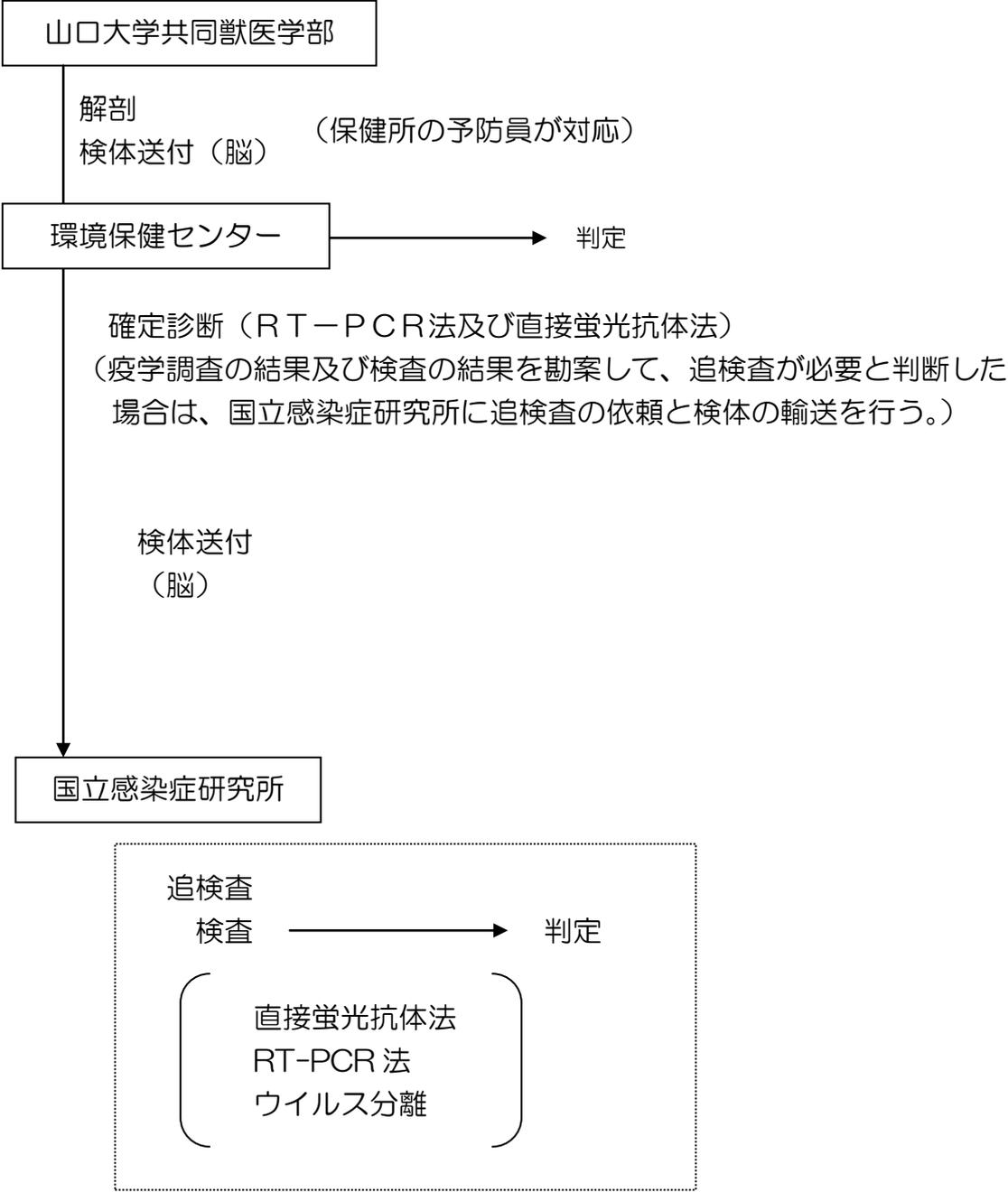
狂犬病の疑いのある動物発見の報告、致死処分及び解剖



※ 隣接県に下関市を含む。

Ⅲ

確定診断



## 第6 確定診断により陽性と判定された場合の対応

### 1 対策本部の設置

県内で狂犬病の発生が確認された場合は、狂犬病予防法に基づく狂犬病のまん延防止対策を円滑に実施するため、知事を本部長とする山口県狂犬病対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

構成機関及び具体的事務は、国と県との協議において決定する。

関係機関は、協力して、まん延状況の確認、被害の防止及び早期清浄化に向け取り組む。

### 2 対策本部等の対応

確定診断の結果、陽性と判定された場合は、次の対策を講じる。

#### (1) 関係機関への通報及び連絡

ア 対策本部は、確定診断結果の内容を確認し、保健所等関係機関に通知及び連絡をする。

イ 保健所長は、届出者及び所有者等に確定診断の結果を通知する。

#### (2) 狂犬病発生の公示

ア 県生活衛生課は、公示を行う。（別紙8）

イ 県生活衛生課は、報道機関等に対し、公示に基づく適切な広報を行う。

#### (3) 咬傷事故被害者への暴露後ワクチンの接種、希望者への暴露前ワクチンの接種

ア 保健所長は、咬傷事故被害者に対し、直ちに暴露後ワクチンの接種を勧める。

イ 保健所長は、県民からの問い合わせに対し、暴露前ワクチンの接種について説明する。

#### (4) 当該動物の行動範囲の把握

県生活衛生課は、保健所から報告を受けた疫学等調査票（別紙2）を基に、当該動物及び接触動物の行動範囲を確認し、行動エリアの概略を把握する。

#### (5) 犬のけい留命令等

知事（県生活衛生課）は、区域内及び期間を定めて、全ての犬への口輪の装着又は犬のけい留命令を行う。

##### ア 区域

当該動物（罹患犬）発見地点及び当該動物の行動追跡調査で、最も遠方で発見された地点を考慮して、適切かつ迅速に防疫対策上必要な区域を決定する。

イ 期間

狂犬病の新たな感染が認められなくなり、事態が十分沈静化するまでの期間とする。

なお、予防員は、けい留されていない犬の捕獲収容及び保管施設内での検診を実施する。(検診期間：2週間以上)

(6) 区域内の一斉検診・臨時の狂犬病予防注射の実施

保健所長は、狂犬病の感染若しくは疑いのある犬が多数発見された場合、又はこれらの犬に咬まれた犬が多数いる場合に、区域内の一斉検診及び臨時の狂犬病予防注射を次のとおり実施するものとする。

ア 山口県獣医師会や市町の協力を得て実施する。

イ 予防員は、検診終了後、その結果を検診実施後に台帳（別紙9）に記帳し、整理しておく。

ウ 臨時の予防注射は、原則その年度に狂犬病予防注射を受けていない犬を対象に実施する。

エ 新たな狂犬病発生の有無等について観察する。

オ ペット等の飼養状況について調査する。

(7) 犬の移動制限

保健所長は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため、必要と認めるときは、区域及び期間を定めて、犬又はその死体の区域内への移動、県内への移入又は県外への移出を制限する。

(8) 交通の遮断又は制限

保健所長は、人の生命に危険を及ぼすおそれがあり、緊急の必要性があると認めた場合、期間を定めて、狂犬病に罹患した犬の場所及びその付近の交通を遮断し、又は制限する。

なお、実施に当たっては事前に道路を管轄する警察署等と協議することとする。

(9) 集合施設の禁止

保健所長は、区域及び期間を定めて発生区域内での展覧会等の実施を禁止する。

(10) 医療機関及び医師会等との連絡調整

保健所長は、医療機関及び医師会等と次の事項に関する連絡調整を行う。

ア ヒト用狂犬病ワクチンの確保等の確認

イ 咬傷事故被害者へのワクチン接種及び情報提供

ウ 暴露前の人用狂犬病ワクチン接種及び関連情報の提供

### 3 予防法に基づく措置

実施する主な措置は、次のとおりとする。

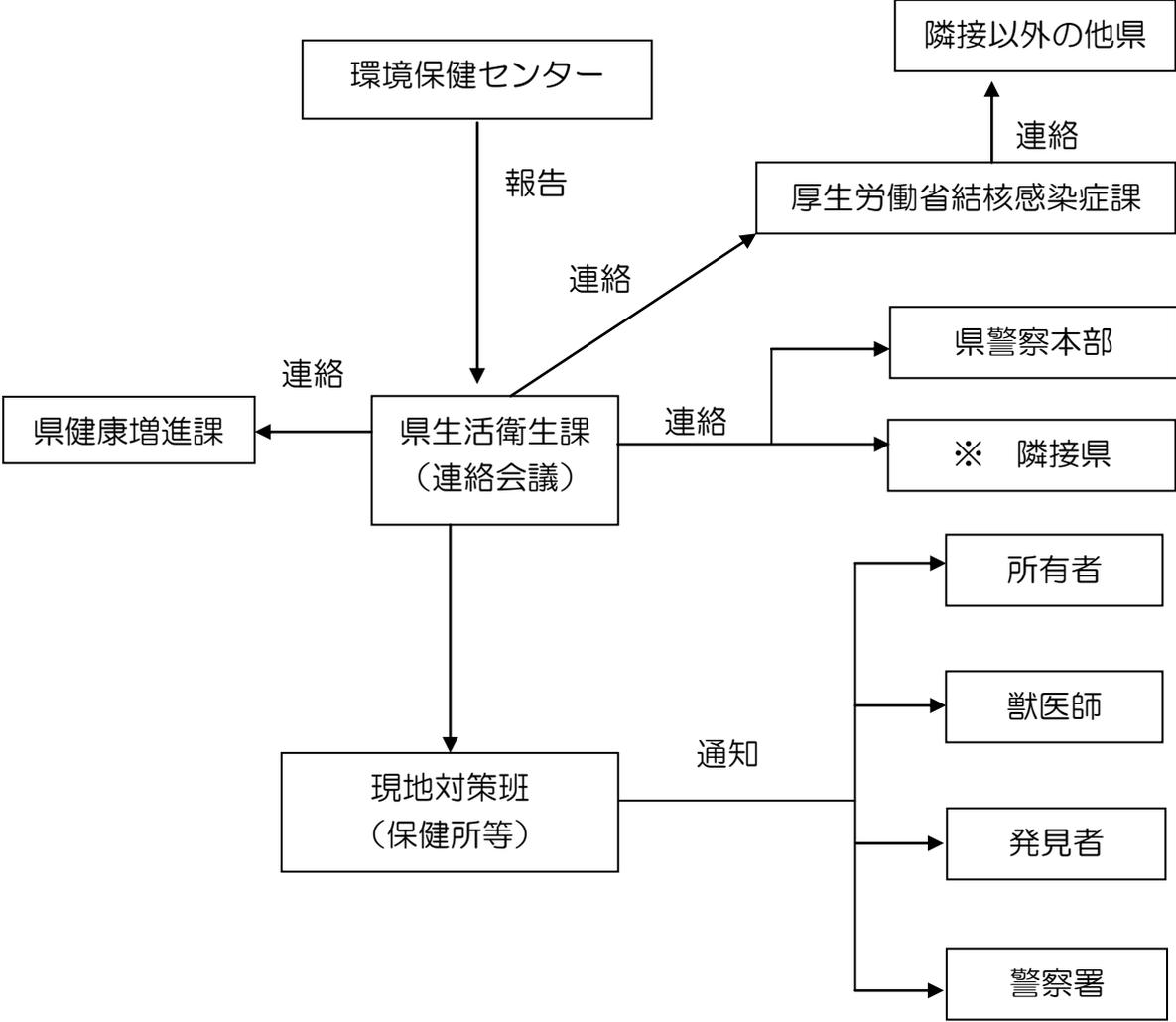
なお、実施に当たっては対策本部と十分協議を行うこと。

#### 【狂犬病予防法の規定に基づく措置のまとめ】

措 置	条文	内 容	実施者・機関	実施の判断
隔離指示	9 条	犬等を隔離する。(犬以外の動物にも適用)	獣医師 所有者	必要に応じて
公示	10 条	狂犬病が発生した旨の公示をする。	県生活 衛生課	けい留義務違反の犬等への感染拡大のおそれがある場合
けい留命令等	10 条	区域及び期間を定めてけい留を命令する。		
殺害禁止指示	11 条	隔離された犬は、予防員の許可を受けなければ、これを殺してはならない。(犬以外の動物にも適用)	予防員	必要に応じて
死体の引渡し	12 条	届出された犬等が死んだ場合は、予防員に渡す。(犬以外の動物にも適用)	所有者	
検診	13 条	区域及び期間を定めて一斉検診を実施する。	保健所	狂犬病の感染若しくは疑いのある犬が多数発見された場合、又はこれらの犬に咬まれた犬が多数いる場合
予防注射	13 条	区域及び期間を定めて臨時の狂犬病予防注射を実施する。		
移動の制限	15 条	区域及び区間を定めて、犬又はその死体の発生区域への移動、県内への移入又は県外への移出を制限する。		
交通の遮断又は制限	16 条	区域及び期間を定めて発生区域内の交通の遮断又は制限を実施する。(72 時間以内)		人の生命に危険を及ぼすおそれがある場合
集合施設の禁止	17 条	区域及び期間を定めて発生区域内での展覧会等の禁止を実施する。	保健所	けい留義務違反の犬等への感染拡大のおそれがある場合
けい留義務違反の犬	18 条	<捕獲> けい留命令を発している場合に実施する。		

IV

確定診断結果の報告



※ 隣接県に下関市を含む。

## 第7 対応の終了

### 1 対応終了の判断

#### (1) 確定診断により陰性と判断された場合

ア 連絡会議は、関係機関及び県民に、確定診断結果及び連絡会議の解散を周知する。また、現地対策班に解散するよう指示する。

イ 現地対策班（保健所）は、連絡会議の指示を受けて、次の事項について対応する。

(ア) 医療機関及び被咬傷者に対して、暴露後ワクチンの治療中止等必要な指示を行う。

(イ) 役割による対応を終了し、対策班を解散するとともに関係者及び関係機関に周知する。

#### (2) 確定診断により陽性と診断された場合

次の基準に基づき、対策終了の決定を行うこととし、基準に合致しない場合は対策を継続すること。なお、当該決定は、連絡会議が行う。

##### 【対応終了基準】

「第6 確定診断により陽性と判定された場合の対応」による対策を講じた結果、被咬傷者の治療体制が確保され、一定期間、他の動物（野生動物を含む）の発生がない等、事態が十分に鎮静化したと判断される場合

### 2 経過書の作成と事後評価

保健所は、届出（又は通報）から確定診断及び対策までの経緯を取りまとめておくとともに、対応結果を基に、実際に行われた諸活動の内容等を評価し、狂犬病発生時の対応強化を図る。

### 3 報告

保健所長は、当該経過書により経緯及び事後評価結果等を県生活衛生課に報告する。

(別紙1)

年 月 日

環境保健所長 様

届出者住所

氏名

### 狂犬病（疑似）発見報告書

狂犬病にかかった（疑いのある）動物（動物の死体）を発見しましたので、下記のとおり報告します。

記

所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
動物の発見日時		
動物の発見場所		
動物の現所在地		
動物	種類	
	年齢	
	性別	
	品種	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
診断・検案の日時、場所、結果（症状）		
発病年月日		
発病後の措置 又は死体の措置		
備考		

(別紙2)

## 疫学等調査票

調査者（予防員）				調査年月日					
被聴取者	獣医師	氏名							
		住所							
		連絡先	TEL						
			E-mail						
		診断	日時						
	場所								
	根拠								
	発見者	氏名							
		住所							
		発見場所							
発見時状況					捕獲の有無				
動物	所有者	氏名							
		住所							
		連絡先	TEL						
	動物の現所在地								
	種類			年齢			毛色		
	品種			性別			名前		
	特徴								
	犬の場合	登録年月日・番号							
		注射年月日・番号							
	狂犬病ワクチンの接種の有無・実施時期								
	発症	日時							
		場所							
		症状							
	入手経路・時期								
	入手先の連絡先	住所	氏名			連絡先			
	他の動物との接触の有無・可能性		無						
			有	所有者	氏名				
					住所				
				連絡先	TEL				
			所有者不明	所在					
状況									
徘徊時の動物の状況									
人や他の動物との咬傷の有無				他に異常を示す動物の有無					
輸入動物の場合（海外渡航歴のあるものを含む。）	検疫	場所							
		期間							
	一緒に輸入された動物の状況・所在								
	検疫証明書の番号等								

(別紙3)

## 動物による咬傷事故等発生の報告書

狂犬病の疑いのある動物について、咬傷等の事故が発生した旨の届出を受けたので、次のとおり概要を報告します。

届出者	住所		氏名	
			電話 ( )	
所有者	住所		氏名	
			電話 ( )	
動物	種類	品種	年 月 日生	おす・めす
	毛色	名前	才	特徴
	係留	登録	登録番号	注射済票番号
	あり・なし	年 月 日		
	過去の事故	予防注射	特定動物飼養許可	特定動物飼養許可番号
	あり・なし	年 月 日	年 月 日	
診断・ 検案者	住所		氏名	
			電話 ( )	
事 故 内 容	発生日時		発生場所	
	年 月 日 午前・午後 時			
	発生時の動物の状況 <input type="checkbox"/> 係留(犬舎等・運動中) <input type="checkbox"/> 収容 <input type="checkbox"/> 放し飼い <input type="checkbox"/> 放れて <input type="checkbox"/> 野犬 <input type="checkbox"/> その他			
	発生時の動物の症状 <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 異嗜 <input type="checkbox"/> 嚙下困難 <input type="checkbox"/> 全身麻痺 <input type="checkbox"/> 歩行困難 <input type="checkbox"/> 流涎 <input type="checkbox"/> 昏睡状態 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他			
	発生時の被害者の状況 <input type="checkbox"/> 動物に手を出した <input type="checkbox"/> 係留しようとして <input type="checkbox"/> 配達・訪問中 <input type="checkbox"/> 通行中 <input type="checkbox"/> 遊戯中 <input type="checkbox"/> その他			
	被害部位		被害の程度	
被害者の処置内容(傷口の洗浄の有無等)				
被害者	住所		年齢	性別
	電話 ( )		才	男・女
E-mail				
氏名		受診した病院		

動物の被害	他の動物との接触（咬傷等）の有無							
	有の場合	<table border="1"> <tr> <td>接触動物の所有者住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話 ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E-mail</td> </tr> </table>	接触動物の所有者住所	氏名		電話 ( )		E-mail
	接触動物の所有者住所	氏名						
	電話 ( )							
	E-mail							
その状況								
指示事項	月 日 <input type="checkbox"/> 検診指導 <input type="checkbox"/> 登録指導 <input type="checkbox"/> 事故再発防止のための飼養改善指導 <input type="checkbox"/> その他							
検診	初診 月 日 ( ) ・ 再診 月 日 ( ) 結果連絡 初診 月 日 ( ) ・ 再診 月 日 ( )							
備考	狂犬病を疑う理由・状況							

(別紙4)

動物の保管依頼書

年 月 日

環境保健所長 様

依頼者 住 所

氏 名

次の動物について、貴職における保管を依頼します。

なお、保管中の動物の事故（けが、死亡等）については、保管者の責任を問いません。

動 物	種 類	
	品 種	
	性 別	
	年 齢	
	毛 色	
	名 前	
	体 格	
	特 徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
保管依頼理由		
動物の所在地		
備 考		

(別紙5)

狂犬病（疑似）動物解剖（殺）許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 所 属

予防員氏名

次の動物について、病性鑑定のため必要があるので、狂犬病予防法第14条に基づき、死体の解剖又は解剖のための殺処分を申請します。

動物の所有者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
動 物	種 類	
	品 種	
	性 別	
	年 齢	
	毛 色	
	名 前	
	体 格	
	特 徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
診断 (検案)	日 時	
	場 所	
	結 果	
発病年月日		
発病後の措置又は 死体の措置		
備 考		

(別紙6)

所有権放棄書

年 月 日

山口県知事 様

所有者 住 所

氏 名

電 話 ( )

次の動物について、所有権を放棄するので、届け出ます。

種類	品種	名称	年齢	性別	毛色	体格	登録の有無	登録番号
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
				めす・おす	白・茶・黒 ( )	大・中・小	有・無	
放棄理由								
引取り場所								

(別紙7)

致死処分承諾書

年 月 日

山口県知事 様

承諾者 住所  
(所有者)  
氏名

このことについて、次の動物が致死処分されることを承諾します。

動物の所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
動物	種類	
	品種	
	性別	
	年齢	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
診断 (検案)	日時	
	場所	
	結果	
発病年月日		
致死処分年月日		
備考		

# 公 示

県内において、次のとおり狂犬病が発生しましたので、  
狂犬病予防法第10条の規定に基づき、公示します。

年 月 日

山口県知事

発生場所		
発生年月日		平成 年 月 日
動 物	種 類	
	品 種	
	性 別	
	年 齢	
	毛 色	
	体 格	
確定診断年月日		平成 年 月 日

## 検診台帳

No.		
動物の所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	電話 E-mail
動物	種類	
	品種	
	性別	
	年齢	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
検診	初診 (1回目)	
	再診 (2回目)	
検診者		
備考		

### 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴

- 狂犬病が疑われた動物は、臨床診断を行う前に次の「疫学情報」を正しく知ることが重要であり、診断には捕獲隔離後の注意深い経過観察が必要である。
  - (1) 飼い主が明らかであるか
  - (2) ワクチン接種が適切に行われていたか
  - (3) 過去に狂犬病流行地に滞在した期間があるか
- ウイルスの唾液中への排泄は一般的に発症の3日前に始まる。咬傷事故を起こした犬や猫を隔離した後に2週間以上の観察を行い狂犬病の発症が見られなければ咬傷を受けた人への暴露後発病予防の中止が可能となる。この判断は家畜や野生動物には適用されない。

## 1 犬の狂犬病

### (1) 特徴

狂犬病の発病経過には「前駆期」「興奮期」「麻痺期」の3期があると言われていたが、「興奮期」の期間が非常に短く主として「麻痺期」の症状を示す場合がある。また、動物では人と異なり、「恐水症」を示さない。

狂犬病を発症した動物の初期症状として最も重要な所見は「性格や行動の変化」である。普段あいそのいい動物の気性が激しくなり噛みつく傾向を示したり、それまで親しくしていた飼い主の知りあい等を避けるようになり、臆病であった動物が遠慮なく人に近寄るようになるなどが挙げられる。

### (2) 注意点

狂犬病の鑑別診断において注意される疾患には、犬のジステンパーが第1に挙げられるが、現在では血中のジステンパーウイルス遺伝子をPCR法により証明することが可能であり鑑別が容易と考えられる。また、犬がジステンパー流行地域に生活していたかの情報は判断の一助になる。これ以外には、中枢神経系に作用する薬物中毒（ストリキニーネ中毒、鉛中毒、有機リン中毒）が考慮される。

### (3) 症状の経過

#### ①前駆期（一般に2～3日の経過をとる）

- ・ 性格の変化と行動の異常（挙動不審、気まぐれ、過敏、疑い深い目付きをする）
- ・ 恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗。遠吠え
- ・ 異物を好んで刺激に応じて咬む
- ・ 被咬傷部の搔痒
- ・ 性欲の亢進
- ・ 早期の一過性発熱
- ・ 憂鬱
- ・ 倦怠
- ・ 瞳孔散大

②興奮期（一般に1～7日の経過をとる：この期間が短く、すぐ麻痺期に移行する場合がある）

- ・落ち着きがなくなり興奮状態となる（無目的な徘徊、目に入るものを頻繁に噛む）
- ・異嗜（小枝、わら、石、土などを食べる傾向の多発）
- ・喉頭筋組織の麻痺によるほえ声の特徴的な変化（嗄声、長吠哀哭）
- ・光や音（視覚、聴覚）の突然刺激に対する過敏な反応
- ・流涎および咽頭筋肉の最終的麻痺による嚥下困難
- ・顔貌の陰悪化
- ・筋肉組織の攣縮
- ・角膜乾燥
- ・初回の痙攣発作中に死ななければ、麻痺段階に入る

③麻痺期（一般に2～3日の経過をとる：犬ではこの症状が最も多い）

- ・全身の麻痺症状による歩行不能（後躯の麻痺が良く観察される）
- ・咀嚼筋の麻痺による下顎下垂とこれによる嚥下困難
- ・舌を口外に垂らしながら流涎
- ・むせるような発生音  
（のどに物が詰まったと判断し、人が取り除こうとして暴露されることがある）
- ・昏睡状態となり死亡

## 2 猫の狂犬病

(1) 特徴

猫における狂犬病の臨床像は、犬よりも攻撃性がより一般的に認められること以外は、多くの徴候が犬のそれと類似している。

(2) 症状の経過

①前駆期（一般に1日の経過をとる）

- ・性格の変化と行動の異常  
（正常な行動からの突然な変化：平常時に不機嫌ですれた猫がより機敏となり、落ち着きがなくなり、注意深く、親しげになる一方で、愛らしい猫が突然挑発されることなく引っかいたり、噛んだりして、うつ状態になり、暗い場所に引っ込んで隠れようとする）
- ・性欲の亢進（雄猫ではペニスの持続性勃起が見られる）
- ・瞳孔散大
- ・結膜反射の消失

②興奮期（一般に2～7日の経過をとる：猫ではこの症状が最も多い）

- ・筋肉の緊張増加、筋肉の単収縮、全身の筋肉の震顫、筋肉衰弱、流涎、神経過敏、被刺激性、攻撃性の増加などの症状がひどくなる
- ・目に入るものを頻繁に噛む傾向を示す
- ・嚥下筋肉の麻痺により唾液がたまり流涎を起こす
- ・痙攣は徴候が見えてからほぼ5日目に顕著となり後肢の麻痺が急速に進行する。

③麻痺期（一般に3～4日の経過をとる：この段階が顕著な場合は、興奮期がないかもしくは極端に短く、犬で見られる典型的な下顎麻痺または顎脱落の徴候を示すものはまれである）。

- ・嚥下筋肉が早期に麻痺を起こすために飲食が困難となる。
- ・全身麻痺。
- ・徴候開始から3～4日以内に昏睡して死亡する。

### 3 その他の動物の狂犬病

野生動物では、特に「行動異常」が最も重要な所見であり不自然に人と接触を試みる場合や夜行性の動物（コウモリ、あらいぐま、きつねなど）が日中に現れる場合に狂犬病を疑う必要がある。特に、挑発を受けていないのにも関わらず攻撃を加えてきた動物は挑発を受けて攻撃を加えてきた動物よりも狂犬病である可能性が高いと考えられる（野生動物や家畜に餌を与えようとする行為は行為者の挑発行動と考える）。

## 狂犬病暴露後ワクチン接種について

### 1 狂犬病の発症について

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な動物由来感染症であり、以下のような特徴がある。

- ① 有効な治療法がないため、発病すればほぼ100%死亡する。
- ② 狂犬病患者の大半では潜伏期が1～3か月と長い。
- ③ ほとんど全ての哺乳類が罹患する。
- ④ 地域によって狂犬病感染源動物が異なる。(表1)
- ⑤ 発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がない。

現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく、したがって狂犬病に対する特異的治療法はない。狂犬病動物に咬まれた人々が狂犬病死を免れる唯一の方法は、咬まれた後、直ちに狂犬病ワクチン接種を始めて長い潜伏期間の間に免疫を獲得させる狂犬病暴露後の発病予防のみである。

表1 地域別狂犬病危険動物種

地 域	主な狂犬病危険動物種
アジア	犬・猫
アフリカ	犬・猫・マングース・ジャッカルの
ヨーロッパ	きつね
北米	コウモリ・あらいぐま・スカンク・きつね
中南米	犬・コウモリ・コヨーテ・猫

### 2 ワクチン接種について

日本では、昭和32年以降、国内の動物の咬傷による狂犬病の発生は報告されていない。国内で犬や猫に咬まれた場合、通常は被害者に狂犬病ワクチンを接種する必要はない。咬傷の処置と2次感染予防、破傷風トキソイド又は破傷風免疫グロブリンを投与を行えばよい。ただし、あらいぐまに咬まれた場合は、狂犬病ワクチン接種による暴露後発病予防を行うことが望ましい。

国内で狂犬病の発生があった場合は、WHOの治療方針に基づき、次のとおり狂犬病ワクチン接種等の対応を行う。

- ① ただちに傷口を流水と石鹸で十分に洗浄する。
- ② 70%エタノール又はヨード液で消毒する。
- ③ 組織培養不活化狂犬病ワクチンを初回接種日を0日とした場合、0・3・7・14・30日目の5回注射する。必要に応じて90日目に6回目の注射をする。

表2 狂犬病暴露後発病予防治療方針（WHO）

曝露分類	曝露された動物 <sup>a</sup> が狂犬病と確定した場合、又は逃走して経過観察ができない場合	行うべき暴露後発病予防治療
第1類	動物をなでたり、餌を与えた傷や病変のない皮膚をなめられた	接種歴が信頼できるものであれば治療は不要
第2類	素肌を軽く咬まれた 出血のない小さいひっかき傷又はすり傷 傷のある皮膚をなめられた	ただちに狂犬病ワクチン接種を開始する <sup>b</sup> 。10日間の観察期間中加害動物が健康であれば、又は加害動物を致死処分とし適切な方法で検査して狂犬病陰性と判定されたならば、治療を中止してよい。
第3類 <sup>d</sup>	1か所ないし数か所の皮膚を破る咬傷又はひっかき傷 唾液による粘膜汚染	ただちに抗狂犬病免疫グロブリンと狂犬病ワクチンを投与する。10日間の観察期間中、加害動物が健康であれば <sup>c</sup> 、又は加害動物を致死処分とし適切な方法で検査して狂犬病陰性と判定されたならば、治療を中止してよい。

- a げっ歯類、イエウサギ、ノウサギに暴露されても、暴露後発病予防が必要となることは稀である。
- b 狂犬病が少ない地域では、加害動物が外見上健康な犬や猫であって、加害動物を経過観察できれば、動物に何らかの異常が見られるまで、暴露後発病予防を延期することができる
- c 10日間と言う観察期間は犬と猫だけに適用できる。種の保存が脅かされている希少動物を除いて、狂犬病が疑われる犬、猫以外の家畜や野生動物は、捕獲して致死処分とし、適切な方法で狂犬病の検査を行うべきである。
- d 顔面、頭部、腕や手に重度の咬傷を多数箇所受けた場合は、第4類として別に区別するべきであるという見解もある。

### 3 県内のワクチン接種（医療機関）について

#### 【問い合わせ先】

山口県健康福祉部医療政策課、健康増進課 又は 最寄りの環境保健所

#### 【接種可能な医療機関（県内）の検索】

①やまぐち医療情報ネット <http://www.qq.pref.yamaguchi.lg.jp/>

→ 医療機能で探す → 対応することができる予防接種 → 狂犬病  
→ 市町等の条件を指定 → 検索

②厚生労働省FORTH <http://www.forth.go.jp/>

→ 海外渡航者向けの予防接種実施機関（検索）  
→ 住所・ワクチン等の条件を設定（狂犬病（暴露後）） → 検索開始

※詳細は、医療機関へ直接問い合わせてください。

### 動物に対する措置選択の基準

次のいずれかの事項が認められる場合には、致死処分を選択する。

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 狂犬病の疑いがある動物に、人や動物が咬まれた場合</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 狂犬病の疑いがある動物に、麻痺性の発作が見られた場合</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有者が致死処分に同意した場合</li></ul>

## 山口県狂犬病対策連絡会議設置要綱

### 1 目的

狂犬病が発生した場合、適切な防疫活動を行うことにより、新たな患者及び感染動物の発生を防止するため、山口県狂犬病対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、その方策を協議し推進する。

- (1) 関係部局の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にあるものを充てる。
- (2) 前項の委員のほか、議長が必要と認めるときは、その都度関係職員等を委員として指名することができる。

### 4 連絡会議

- (1) 議長は、連絡会議を必要に応じて必要な範囲で招集し総括する。
- (2) 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副議長が、その職務を代行する。
- (3) 委員は、必要に応じて議長に連絡会議の招集を請求できる。
- (4) 議長は、必要に応じて学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### 5 事務局

連絡会議の事務局は、環境生活部生活衛生課に置く。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)

山口県狂犬病対策連絡会議構成員名簿

	所 属	職 名
議 長	環境生活部	部長
副議長	環境生活部	部次長
委 員	健康福祉部厚生課	課長
	環境生活部生活衛生課	課長
	健康福祉部健康増進課	課長
	健康福祉部薬務課	課長
	環境生活部自然保護課	課長
	農林水産部畜産振興課	課長
	環境保健センター	所長
	動物愛護センター	所長